

新水道ビジョン推進のための地域懇談会（中部地域）

議事次第

日 時 平成 28 年 9 月 2 日（金） 13：00～17：00

場 所 グランパレホテル駅前会議室

開会

1 主催者挨拶

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課 課長補佐 久保 善哉

2 新水道ビジョンの推進について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課 技術係長 久保 善哉

3 取組事例の紹介

(1) 伊勢志摩サミット水道対策について

三重県環境生活部 大気・水環境課 主査 北岡 裕志

(2) N A W S を活用した広域化

名古屋市経営本部 企画経理部経営企画課 主査（経営改革推進担当） 廣瀬 敏夫

(3) 水道使用者と考えた 100 年配水池

牧之原市建設部 水道課 主事 泉地 哲也

4 グループディスカッションの進め方について

休憩

5 グループディスカッション

休憩

6 グループディスカッション結果の共有

7 閉会挨拶

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課 課長補佐 久保 善哉

配付資料

資料-1-1 新水道ビジョンの推進について

資料-1-2 水循環基本法水循環基本計画

資料-2-1 伊勢志摩サミット水道対策について

資料-2-2 N A W S を活用した広域化

資料-2-3 水道使用者と考えた 100 年配水池

資料-3 グループディスカッションの進め方について

出席者名簿・座席表

新水道ビジョン推進のための地域懇談会（中部地域）
グループディスカッションの議事メモ（要約）

テーマ1：老朽化施設の計画的更新及び耐震化について

○老朽管路の更新優先順位の設定について

- ・ 基幹管路や配水池と病院・避難所を結ぶ重要管路を優先的に更新している。
- ・ 基幹管路と老朽管（主に塩ビ管）を優先的に更新している。また、漏水調査を実施し、更新対象管路を選定している。

○ダウンサイジングの取り組みについて

- ・ 将来の水需要で管網解析を行った結果、将来における基幹管路の口径は、現在の1/2の口径で済むという結果となった。しかし、対象の基幹管路は老朽管であるため近いうちに更新を行いたいが、更新後の口径をどのように設定してよいか頭を悩ませている。

○水道施設の耐震化について

- ・ 施設の耐震化にあたっては、建替え工事と補強工事のコストを比較しながら実施している。
- ・ 配水池の保有数が多いため、耐震化する施設の選定基準を事業体独自で設定している。また、ポンプ場や管理棟の建築物は耐震診断を行った上で補強を行っており、耐震化費用の縮減を図っている。

○水道施設の維持管理について

- ・ 水源から配水池までの維持管理を民間委託しており、年1回の配水池の清掃を実施している。
- ・ 現在は直営であるが、今後、人員削減や高齢化により維持管理することが困難になると予想されるため、委託化へ向けて先進事例の収集を行っている。
- ・ 直営から民間委託へ移行した際、水道職員と委託業者間で技術の継承が上手くいかなかった。
- ・ 災害・事故時において、水道職員と委託業者で責任感の違いが現れることがあり、リスク分担のすり合わせが大変であった。
- ・ 現在の水道職員数は、市町村合併時と比較すると、およそ1/4まで減少している。そのため、水質検査や検針業務から順次広域化を進めたいと考えている。

○水道施設の更新に必要な財源の確保について

- ・ 補助の採択基準から外れるため、単費で水道施設の更新・耐震化を行っていることもあり、財源を確保するため水道料金の値上げを行った。
- ・ 管路整備を行う際は、道路や下水道の整備工事と一緒に行うことで土工費を削減し、工事費を抑制している。
- ・ 財政シミュレーションを行った結果、アセットマネジメントによる管路の延命化と集中する更新時期の分散を図り、今後10年間は水道料金の値上げは必要ないという結論が得られた。また、財源の確保では、補助金（交付金）は当てにせず、事業体で保有する基金や企業債を活用して行う方針としている。

テーマ2：広域化について

○広域化の取り組み状況について

- ・ 研究会や勉強会などの検討会を設置して、県内を複数のブロックに分けて実施している。
- ・ 検討会では、はじめの方は広域化の方向性や近隣事業体の状況がわからないこと、また、細かい話となって広域化の議論がなかなか進まない状況にあったが、検討会の回数を重ねることで、意識の共有化が進み、前向きな姿勢につながってきた。
- ・ 意識の共有化や広域化の方向性について、検討会の中でPI や施設 MAP の提示、簡易支援ツールによるアセットマネジメントの実施などを行うことで、近隣事業体の状況や各事業体の現状を確認及び把握したことで、より意識が高まり活発な議論ができるようになった。

○広域化（事業統合）を進めるための課題について

- ・ 広域化を進めるためには、トップダウンが早いのが、現場の状況や思いがつかない可能性があるため、時間はかかるが、現場を管理している視点で、広域化の検討を進めることが重要である。
- ・ 各事業体が問題意識をもって進めることが基本となるが、広域化の事業を進めることは大変な作業であるため一事業体で進めることは難しいといえる。また、近隣との調整役がないことも課題であり、県が主導で行ってほしい。県がリードするにあたり、権限や予算などを手当てすることが必要ではないか。
- ・ 他の事業体の状況が分からない中で、広域化の効果がどうなるか分からないため、首長への理解を得ることが困難にある。
- ・ 広域化は、市町村単位での広域化・合併をイメージすると、水道事業単独での広域化について、検討会で話し合っても、何か決まるイメージがなく、首長同士の連携も図っていかねれば、実現が低いと思われる。
- ・ 事業体によっては、経営状況、耐震化、老朽化施設の取り組み状況などから Win-Win の関係にならないことも進まない要因と思われる。
- ・ 料金格差の統一方法が難しいことも事業統合が進まない要因といえる。

○広域化（事業連携）について

- ・ 事業統合は、早期実現よりは、大きいスパンや長いスパンで考えることであり、事業連携などの「できることから行っていく」ことが大切である。
- ・ 事業の連携では、水質検査業務やメータの管理を共同で実施することや、水道事業体によって、施工基準なども異なることから、これらの管理方法を統一することからはじめることも広域化のためのステップではないかと思われる。

○その他

- ・ 経営戦略やビジョンなどにおいても、広域化を反映させていくことが、より正確な経営戦略を作成できると思われるが、現状において広域化を反映させることは難しいといえる。

テーマ3：アセットマネジメントの活用と料金設定について

○なぜアセットマネジメントを実施しなければならないのかについて

- ・ アセットマネジメントを実施していないと、作成した水道ビジョン実現できないなど、将来を考慮していない曖昧な計画を作ってしまうところになる。
- ・ 資産管理をして健全な事業運営を行う必要である。
- ・ 現状の経営状況を把握する際、また事業統合を検討する際には資産を整理しアセットマネジメントの検討結果を活用することが必要である。

○アセットマネジメントの進め方について

- ・ 更新基準を設定する際には、その施設の重要性や安全確保のための優先度に基づいて行う必要がある。
- ・ 他市の事例や研究成果を活用することが考えられる。
- ・ 状態監視保全、時間計画保全の考え方を組み合わせて、いつ投資をするかを決める必要がある。
- ・ 工事ありきのビジョン、アセットマネジメントを策定し、許容できない料金値上げとならないように注意する必要がある。
- ・ これからの将来を見据えた場合、重要度の低い配水支管などは、壊れてから直すという事後保全的な考え方も取り入れていく必要があるかもしれない。

○アセットマネジメントをどのように計画につなげていくのかについて

- ・ 財源ベースでの計画と施設更新・健全化ベースでの計画をつきあわせて、折り合いをつけていく作業が必要である。
- ・ 短期ではなく長期を見据えたアセットマネジメントの活用、料金設定が必要である。
- ・ アセットマネジメントを議会や住民への説明資料として活用することも可能である。
- ・ 上下水道合わせた料金改定も考える必要がある。
- ・ 施設の耐震化等が進んでいないこと、これから進めていくには費用がかかり、そのためには料金改定が必要であることなどを、順を追って説明する必要がある。

○その他

- ・ アセットマネジメントと、水道ビジョン、経営戦略について、これから策定する場合は、全てを兼ねたものとして策定することが考えられる。

テーマ4：都道府県の役割について

○水道事業の基盤強化に向けた取組等についての説明

- ・ 議論に先立ち、厚生労働省より新水道ビジョンにより示された都道府県に求められる役割について、水道事業基盤強化方策検討会 中間とりまとめ、近々の国の議論の方向性について第4回厚生科学審議会生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会の資料、昨年度末の広域連携に関する通知について説明を行った。

○基盤強化計画、広域連携推進計画について

- ・ 基盤強化計画は法律に条文を立てる予定。水道法第5条の2で規定している広域的水道整備計画とは性格が異なると考えている。
- ・ 今の都道府県水道ビジョンが法律上位置づけがしっかりしてくるものと考えている。
- ・ 計画立案の際の同意の枠組みについては、市町村の判断によるものとしている。
- ・ 水道事業は市町村経営原則の維持が示されているが、都道府県経営を認めないという方針ではない。

○広域化・広域連携について

- ・ 中核となる事業体の存在があって、周りの市町村の支援を行っていただく形態でないと広域化、広域連携が進まないのではないかと。
- ・ 広域連携、広域化は中核となる事業体の負担が大きいこと、そういった役割を引き受けるには現制度の下では住民、議会等に対して説明が困難であり、自ら言い出し難い状況となっている。
- ・ 「Win-Win」の関係で連携、広域化を進めるため、負担が大きくなりがちな中核となる事業体を後押しできるよう、支援を行う際に根拠となる規定の制定また、負担軽減のための財政支援制度の創設について厚生労働省は検討をお願いしたい。
- ・ 県が広域連携の主導的役割を求められているが、都道府県の権限の強化を制度化していただくこと、それに付随して予算面についても配慮願いたい。

○その他

- ・ 県の水道行政の担当課長を厚労省に集めていただき、都道府県が広域連携をリードする事に対し、各県が行政としてどう考えているのか、懇談とか意見集約をお願いしたい。
- ・ 簡易水道はそれ単独で経営が成り立たないから簡易水道であって、辺地債、過疎債が使えなくなると、今後5年10年で壊滅的なことになっていくのではないかと危惧している。